

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修
に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 19
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告…………… 20
- 落札者等の公示…………… 21
- 落札者等の公示…………… 23
- 落札者等の公示…………… 23
- 大阪市都市景観条例に基づく都市景観資源の登録…………… 24
- 開発行為に関する工事の完了…………… 26
- 道路の位置指定…………… 27
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく医療機関の指定…………… 27
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の変更…………… 29
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律に基づく指定医療機関の廃止	30
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の休止	31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の再開	31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の辞退	32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく介護機関の指定	32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の変更	33
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の廃止	36
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の休止	38
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の再開	38
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく施術機関の指定	39
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の変更	41
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の廃止	42
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	42
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止	43
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定	44
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止	44
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	45
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	47

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定一般相談支援事業者の指定	49
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定一般相談支援事業の廃止	50
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定特定相談支援事業者の指定	50
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定特定相談支援事業の廃止	51
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の一部の指定解除	51
○放置自動車の処理	53
○道路法違反物件の除却	53
○市道の路線名変更	54
○市道の区域変更	54
○平成 29 年大阪市告示第 279 号（府道の区域変更）の一部訂正	57
○市道の供用開始	57
○谷町六丁目駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	60
○長居植物園の臨時開園及び供用時間の変更の承認	60
○落札者等の公示	61
○選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数、80 万 を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗 じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得 た数及び 6 分の 1 の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけ るその総数の 3 分の 1 の数	62
○大阪市選挙管理委員会委員長の退職	63
○大阪市選挙管理委員会委員長の就任	63
公 告	
○一般競争入札の執行（安田ほか 2 自転車保管所古自転車等の売 払い等）	63
○一般競争入札の中止（古新聞の売払い等）	67
○一般競争入札の執行（古新聞の売払い等）	67

公布された規則のあらまし

◇教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則 の一部を改正する規則

- 1 養護教諭等も研修の対象であることを明確に規定しました。
- 2 その他必要な規定を整備しました。

3 この規則は、公布の日から施行することにしました。

（平成29年大阪市教育局規則第2号 教育委員会事務局教務部教職員人事担当）

規 則

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3月17日

大阪市教育局
教育長 山本晋次

大阪市教育局規則第2号

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則（平成20年大阪市教育局規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1項」を削り、「第15条第4項に規定する」を「第15条の規定に基づき、」に改め、「指導が不適切であると認定した教員（法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）に対して実施する研修」を「指導が不適切である教員の認定手続及び指導改善研修」に改める。

第2条中「法第25条の2第1項に規定する指導が不適切である教員」を「「指導が不適切である教員」」に改め、同条第1号中「教科」を「教科等」に、「学習指導」を「学習指導、保健指導又は保健管理等」に改め、同条第2号中「学習指導」を「学習指導又は保健指導」に改め、同条第3号中「及び生徒指導」を「、保健室経営、生徒指導又は保健指導等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

1 この規則において、「教員」とは、法第2条第2項に規定する者をいう。

第3条第1項中「校長」を「校長（園長を含む。以下同じ。）」に改める。

第4条第1項中「（園長を含む。以下同じ。）」を削り、「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第2項中「保護者等」を「保護者等（条例第1条に規定する保護者等をいう。以下同じ。）」に、「実施し」を「実施したときは」に改め、同条第5項中「実施し」を「実施したときは」に改め、同条第7項中「事実確認等の実施に関する報告書（様式第3）を教育委員会に提出するとともに、指導記録（様式第4）を作成しなければならない」を「事実確認等の実施に関する報告書（様式第3）及び指導記録（様式第4）を作成し、教育委員会に提出しなければならない」に改める。

第5条第1項中「校長は」を「校長は、前条第2項に基づき事実確認等を実

施したときは」に、「前条第2項」を「同項」に、「様式第6」を「様式第6-1及び様式第6-2」に、「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第2項中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同項第4号中「様式第6」を「様式第6-1及び様式第6-2」に改め、同条第3項中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に、「様式第6」を「様式第6-1及び様式第6-2」に改め、同条第5項中「教育委員会は」を「教育委員会は、前条第5項に基づき事実確認等を実施したときは」に、「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第6項及び第7項中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改める。

第6条第3項中「ただし」を「ただし、教育委員会は」に改め、同条第4項中「関わらず」を「かかわらず、教育委員会は」に改め、同条第5項中「ステップアップ期間研修の期間中に分限休職処分」を「教育委員会は、ステップアップ研修の期間中に当該教員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項各号に掲げる事由による休職の処分」に改め、同条第6項中「指導力向上支援・判定会議」を「第10条の規定による指導力向上支援・判定会議」に改める。

第9条第3項中「ステップアップ研修を受講した者」を「当該教員」に改め、同条第4項中「第5条第6項」を「同条第6項」に改める。

第10条第6項を削る。

第11条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

様式第6を次のように改め、様式第6-1とする。

様式第6-1(第5条関係)

指導が不適切である教員の判定基準表

(判定日 年 月 日)

(学校名:

(教員名:

(校長名:

)

※ 評価については絶対評価とし、該当項目に○印をつけること。

※ 問題の頻度・程度については、右表を参考にすること。

	A	B	C	D
問題の頻度	常時	時々	たまに	なし
問題の程度	重度	中程度	軽度	なし

1 項目別評価

指 導 が 不 適 切 で あ る 教 員 の 評 価 項 目	問題の頻度				問題の程度			
	A	B	C	D	A	B	C	D
(1)教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。								
①専門的な知識・技能が欠けており、授業等が成立しない。								
②適正な評価ができない。								
③教える内容に誤りが多かったり、児童等からの質問に対して、正確に答えることができない。								
規則第2条第2項第1号の該当の有無	該当				非該当			
(2)指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。								
①教科指導等に工夫がなく、一方的な授業になっている。								
②児童等に対する教育的な愛情に欠け、共感的な理解に基づく指導が行えない。								
③児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な指導が行えない。								
④児童等に対する理解が不十分で、的確な対応が行えない。								
⑤ほとんど授業内容を板書するだけで、児童等の質問を受け付けない。								
規則第2条第2項第2号の該当の有無	該当				非該当			
(3)児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない。								
①学級・学校運営等についての責任感がない。								
②学級・学校運営等に対しての目標設定や課題解決についての意欲がない。								
③児童等の立場に立った対応が行えない。								
④児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な生活指導が行えない。								
⑤児童等に対する理解が不十分で、的確な生活指導が行えない。								
⑥状況把握・判断力が十分ではなく、的確な対応が行えない。								
⑦児童等の意見を聞かず、対話もしない等、児童等とのコミュニケーションを図ろうとしない。								
⑧同僚教職員や管理職との意思疎通を図らず、協働する姿勢が見られない。								
⑨保護者や地域、関係機関との対応が不十分で、指導が理解されない。								

⑩体罰傾向やセクハラ的な言動がある。									
⑪勤務態度が不適切である。									
⑫粗雑な言動等、社会性の欠如がみられる。									
規則第2条第2項第3号の該当の有無	該当					非該当			

2 総合評価

☐ 学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
☐ 学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
☐ 教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
☐ 本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

様式第6－1の次に次の1様式を加える。

様式第6－2(第5条関係)養護教諭・養護助教諭用

指導が不適切である教員の判定基準表

(判定日 年 月 日)

(学校名：

) (教員名：

) (校長名：

)

※ 評価については絶対評価とし、該当項目に○印をつけること。

※ 問題の頻度・程度については、右表を参考にすること。

	A	B	C	D
問題の頻度	常時	時々	たまに	なし
問題の程度	重度	中程度	軽度	なし

1 項目別評価

指 導 が 不 適 切 で あ る 教 員 の 評 価 項 目	問題の頻度				問題の程度			
	A	B	C	D	A	B	C	D
(1)教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、保健指導又は保健管理等を適切に行うことができない。								
①専門的な知識・技能が欠けており、救急処置をはじめとする保健管理等を的確に行うことができない。								
②指導する内容に誤りが多かったり、児童等からの質問に対して、正確に答えることができない。								
規則第2条第2項第1号の該当の有無	該当				非該当			
(2)指導方法が不適切であるため、保健指導を適切に行うことができない。								
①保健指導等に工夫がなく、児童等が興味・関心をもつような指導となっていない。								
②児童等に対する理解が不十分で、適切な保健管理・健康相談又は保健指導が行えない。								
③児童等の心身の健康状況・健康上の課題に応じた、保健指導等が行えない。								
規則第2条第2項第2号の該当の有無	該当				非該当			
(3)児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、保健室経営又は保健指導等を適切に行うことができない。								
①保健室経営等についての責任感がない。								
②保健室経営等に対しての目標設定や課題解決についての意欲がない。								
③児童等の立場に立った対応が行えない。								
④児童等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な生徒指導が行えない。								
⑤保健室が整理整頓されておらず、設備・備品・薬品等の整備も十分に行えない。								
⑥状況把握・判断力が十分ではなく、的確な対応が行えない。								
⑦児童等の心身の健康状況・健康上の課題の把握が十分ではなく、児童等とのコミュニケーションを図ろうとしない。								
⑧保健室関係についての事務が的確に処理されていない。								
⑨同僚教職員や管理職との意思疎通を図らず、協働する姿勢が見られない。								

⑩学校運営や学校保健計画の立案等に際して、養護教諭としての専門的な観点を踏まえて参画していない。									
⑪保護者や学校三師、地域、関係機関との連携が不十分で、学校園での指導や取り組みが理解されていない。									
⑫体罰傾向やセクハラ的な言動がある。									
⑬勤務態度が不適切である。									
⑭粗雑な言動等、社会性の欠如がみられる。									
規則第2条第2項第3号の該当の有無	該当					非該当			

2 総合評価

○ 学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
○ 学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
○ 教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
○ 本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**大阪市告示第301号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

近鉄百貨店 上本町店

大阪市天王寺区上本町 6 丁目 1 番55号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社近鉄百貨店 代表取締役社長執行役員 高松 啓二

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番43号

(3) 変更事項**① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社近鉄百貨店	午前 9 時30分	午後 9 時

（変更後）

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社近鉄百貨店	午前 9 時30分	午後 9 時
株式会社近鉄百貨店 （中 2 階一部店舗のみ）	午前 9 時30分	午後10時

(4) 変更年月日

平成29年 4 月 1 日

2 届出年月日

平成29年 2 月28日

3 届出書類の縦覧**(1) 縦覧に供する場所**

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成29年 3 月 17 日 (金) から同年 7 月 18 日 (火) まで (日曜日、土曜日
及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7 月 18 日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第302号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する
同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月 17 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

K O H Y O 難波湊町店

大阪市浪速区湊町 2 丁目 5 番 5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社光洋 代表取締役社長 平田 炎

大阪市西区北堀江 3 丁目 12 番 23 号

(3) 変更事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) マックスバリュ 難波湊町店

(変更後) K O H Y O 難波湊町店

(4) 変更年月日

平成28年 9 月 30 日

2 届出年月日

平成29年 3 月 1 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成29年 3 月 17 日（金）から同年 7 月 18 日（火）まで（日曜日、土曜日
及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7 月 18 日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第303号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用す
る同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月 17 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

K O H Y O 難波湊町店

大阪市浪速区湊町 2 丁目 5 番 5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社光洋 代表取締役社長 平田 炎

大阪市西区北堀江 3 丁目 12 番 23 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物北側	74 台
建物南側	53 台
合計	127 台

(変更後)

位置	収容台数
建物北側	25台（うち原動機付自転車 5 台）
建物南側	24台
建物東側	78台
合計	127台（うち原動機付自転車 5 台）

※施設全体の収容台数は168台（うち、原動機付自転車18台）

(4) 変更年月日

平成29年 3 月13日

2 届出年月日

平成29年 3 月 1 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成29年 3 月17日（金）から同年 7 月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7 月18日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

出光ナガホリビル

大阪市中心区南船場 3 丁目 6 番

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

出光興産株式会社 代表取締役社長 月岡 隆

東京都千代田区丸の内 3 丁目 1 番 1 号

株式会社青山レジデンス 代表取締役 青山 奈小湖

神戸市長田区細田町 1 丁目 3 番16号

- (3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 久保商事株式会社 代表取締役 久保 善昭

京都市中京区堀川通蛸薬師上ル金屋町776

他 9 者

(変更後) 久保商事株式会社 代表取締役 久保 善昭

京都市中京区堀川通蛸薬師上ル金屋町776

他 8 者

- (4) 変更年月日

平成27年 7 月 1 日

- 2 届出年月日

平成29年 3 月 3 日

- 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

- (2) 期間

平成29年 3 月17日 (金) から同年 7 月18日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

- (3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

- 4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成29年 7 月18日 (火)

- (2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第305号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき

大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

出光ナガホリビル

大阪府中央区南船場3丁目6番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

出光興産株式会社 代表取締役社長 月岡 隆

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号

株式会社青山レジデンス 代表取締役 青山 奈小湖

神戸市長田区細田町1丁目3番16号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物地下2階	25台
合計	25台

(変更後)

位置	収容台数
建物地下2階	10台
合計	10台

② 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
ジュエリーサロン東京堂 他8者	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
ジュエリーサロン東京堂 他7者	午前10時	午後10時
(株)ローソン	24時間	

(4) 変更年月日

(3)①平成29年11月3日(予定)

(3)②平成24年4月

2 届出年月日

平成29年 3月 3日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成29年 3 月 17 日（金）から同年 7 月 18 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7 月 18 日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）

大阪市告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月 17 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

関西スーパー今福店

大阪市城東区今福東 2 丁目 3 番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役 福谷 耕治

兵庫県伊丹市中央 5 丁目 3 番 38 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）関西スーパー今福店

（変更後）関西スーパー今福店

② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役 井上 保

兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号

(変更後) 株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役 福谷 耕治

兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役 井上 保

兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号

(変更後) 株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役 福谷 耕治

兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号

- (4) 変更年月日

(3)①平成20年12月9日

(3)②③平成26年10月1日

- 2 届出年月日

平成29年3月3日

- 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's 棟南館4階

- (2) 期間

平成29年3月17日(金)から同年7月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

- (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成29年7月18日(火)

- (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第307号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 関西スーパー今福店
 大阪市城東区今福東 2 丁目 3 番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役 福谷 耕治
 兵庫県伊丹市中央 5 丁目 3 番38号
- (3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物 1 階東側 (駐輪場①)	33台
建物 1 階東側 (駐輪場②)	15台
建物 1 階東側 (駐輪場③)	14台
建物 1 階北側 (駐輪場④ バイク置場)	7 台
合計	69台 (うちバイク 7 台)

(変更後)

位置	収容台数
建物 1 階東側 (駐輪場①)	62台
建物 1 階東側 (駐輪場②)	
建物 1 階東側 (駐輪場③)	
建物 1 階北側 (駐輪場④ 原動機付自転車)	7 台
合計	69台 (うち原動機付自転車 7 台)

- (4) 変更年月日
 平成29年 3 月 14 日

- 2 届出年月日
 平成29年 3 月 3 日

3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所
 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課
 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階
- (2) 期間
 平成29年 3 月 17 日 (金) から同年 7 月 18 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)
- (3) 時間
 午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月18日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン喜連瓜破ショッピングセンター

大阪市平野区瓜破 2丁目 1 番13号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均

東京都千代田区丸の内 1丁目 4 番 1 号

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平

千葉県美浜区中瀬 1丁目 5 番地 1

他20者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

千葉県美浜区中瀬 1丁目 5 番地 1

他16者

(4) 変更年月日

平成29年 2月 1 日

2 届出年月日

平成29年 3月 3 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO ' s 棟南館4階

(2) 期間

平成29年3月17日（金）から同年7月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年7月18日（火）

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）

大阪市告示第309号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成29年3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成29年1月31日
申請書を受理した日	平成29年2月24日
名 称	特定非営利活動法人 S p o r t s & H e a l t h a m a g a p p a
代 表 者 の 氏 名	尾 下 功
主たる事務所の所在地	大阪府中央区島町2丁目4番3号（ヴィラ島町902）
定款に記載された目的	この法人は、脳卒中等の健康障害をもつ者に対し、機能改善に関する事業を行い、自己実現を支援することを目的とする。
申請のあった年月日	平成28年12月28日
申請書を受理した日	平成29年2月24日
名 称	特定非営利活動法人北田辺プロジェクト実行委員会

代 表 者 の 氏 名	平山 延生
主たる事務所の所在地	大阪市東住吉区北田辺 2 丁目13-25
定款に記載された目的	この法人は、北田辺地域を個性的で魅力ある、多くの人に愛され、活力のあるまちとするために必要な事業を行い、北田辺地域の活性化の為に、その活動を行いたいと考えている団体又は個人の意思や活動を増幅して現実のものとし、北田辺の古くから続く街の歴史、地域文化などを守り活かし、活気と魅力溢れる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第310号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①道路橋梁総合管理システム用コンピュータ機器（2016年度）一式 長期借入 ②一般 ③28. 10. 28 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見二丁目2番53号 ⑤174, 956, 760円 ⑥28. 8. 26

①大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム用機器一式 長期借入 ②一般 ③28. 11. 4 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見二丁目2番53号 ⑤16, 802, 640円 ⑥28. 9. 2

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（福島区役所）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28. 12. 1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤2, 707, 479円 ⑥28. 9. 30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（建設局）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28. 12. 1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤73, 883, 674円 ⑥28. 9. 30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（副首都推進局）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31 上村ニッセイビル ⑤2,288,010円 ⑥28.9.30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（政策企画室）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤2,021,075円 ⑥28.9.30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（危機管理室）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤5,472,158円 ⑥28.9.30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（西成区役所）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤5,872,559円 ⑥28.9.30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（都市計画局）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤15,596,602円 ⑥28.9.30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（福祉局）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤16,073,271円 ⑥28.9.30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（健康局）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤31,326,673円 ⑥28.9.30

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（こども青少年局）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤21,030,627円 ⑥28.9.30

①統合認証システム用サーバ機器等一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④NECキャピタルソリューション(株) 関西支店 大阪市中央区城見一丁目4番24号 ⑤82,788,480円 ⑥28.9.30

①揮発油（環境局）第4四半期 買入（単価契約） 152KL ②一般 ③28.12.21④中川物産(株) 愛知県名古屋市港区潮見町37番地の23 ⑤111,996円 ⑥28.11.11.

①揮発油（消防局）第4四半期 買入（単価契約） 112KL ②一般 ③28.12.21④中川物産(株) 愛知県名古屋市港区潮見町37番地の23 ⑤

111,996円 ⑥28.11.11.

①軽油（環境局）第4四半期 買入（単価契約） 288.2KL ②一般 ③
28.12.21④大同燃料(株) 大阪市住吉区遠里小野3-10-7 ⑤86,316円
⑥28.11.11

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第311号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課工事契約グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①弁天抽水所雨水ポンプ用自家発電外設備工事 ②一般 ③29.1.23 ④株式会社 日立製作所 大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号 ⑤
4,860,000,000円 ⑥28.11.11

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第312号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎都市整備局総務部総務課契約グループ（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①（仮称）大阪新美術館建設工事基本設計（建築・設備）業務委託 ②随意
③29.3.2 ④株式会社遠藤克彦建築研究所 東京都品川区東五反田五丁

目21番13号 ⑤84,780,000円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達
 手続の特例を定める政令第11条第1項第6号及び政府調達に関する協定第15
 条第1項(j)

(都市整備局公共建築部企画設計課)

大阪市告示第313号

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）第18条第1項の規定によ
 り、都市景観資源を登録したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

都市景観資源（浪速区）

都市景観資源名	所在地
赤手拭稲荷神社	浪速区稲荷 2 丁目 6 番26号
今宮戎神社	浪速区恵美須西 1 丁目 6 番10号
阪堺線（浪速区）	浪速区恵美須西 2 丁目、3 丁目
新世界市場	浪速区恵美須東 1 丁目
通天閣本通商店会	浪速区恵美須東 1 丁目
ギャラリー再会	浪速区恵美須東 1 丁目 4 番16号
新世界国際劇場	浪速区恵美須東 2 丁目 1 番32号
ジャンジャン横丁	浪速区恵美須東 3 丁目
なにわ筋のいちょう並木（浪 速区）	浪速区幸町 1 丁目～浪速東 3 丁目
南海電鉄高野線（浪速区）	浪速区桜川 3 丁目～浪速西 1 丁目
新桜川ビル	浪速区桜川 3 丁目 2 番 1 号
敷津松之宮・大國主神社	浪速区敷津西 1 丁目 2 番12号
Zepp Namba (OSAKA)	浪速区敷津東 2 丁目 1 番39号
大阪木津卸売市場	浪速区敷津東 2 丁目 2 番 8 号

願泉寺	浪速区大国 2 丁目 2 番27号
パークスガーデン	浪速区難波中 2 丁目10番70号
日本工芸館	浪速区難波中 3 丁目 7 番 6 号
高島屋東別館	浪速区日本橋 3 丁目 5 番25号
でんでんタウン（日本橋筋商店街・オタロード）	浪速区日本橋 3 丁目～5丁目、難波中 2 丁目、日本橋西 1 丁目
御蔵跡履物街（はきはきタウン）	浪速区日本橋 3 丁目、日本橋東 1 丁目、中央区日本橋 2 丁目
廣田神社	浪速区日本橋西 2 丁目 4 番14号
浮庭橋	浪速区湊町 1 丁目～西区南堀江 1 丁目
湊町リバープレイスと水辺空間	浪速区湊町 1 丁目 3 番 1 号
O C A T ポンテ広場	浪速区湊町 1 丁目 4 番 1 号
湊町「中央広場」	浪速区湊町 2 丁目 1 番、2 番
瑞龍寺（鉄眼寺）	浪速区元町 1 丁目10番30号
難波八阪神社 獅子殿	浪速区元町 2 丁目 9 番19号

都市景観資源（西淀川区）

都市景観資源名	所在地
大野川緑陰道路	西淀川区歌島 2 丁目～福町 2 丁目
江崎記念館	西淀川区歌島 4 丁目 6 番 5 号
大野せせらぎの里	西淀川区大野 2 丁目 4 番117号
大和田住吉神社	西淀川区大和田 5 丁目20番20号
淀川河川敷（西淀川区）	西淀川区柏里 1 丁目～西島 2 丁目
田蓑神社	西淀川区佃 1 丁目18番14号
五社神社	西淀川区中島 1 丁目 2 番 8 号
矢倉緑地から望む阪神高速	西淀川区中島 2 丁目～此花区常吉 1 丁目

西島水門	西淀川区西島 1 丁目
矢倉緑地	西淀川区西島 2 丁目 1 番
野里住吉神社	西淀川区野里 1 丁目15番12号
鼻川神社	西淀川区花川 2 丁目 1 番12号
姫嶋神社	西淀川区姫島 4 丁目14番 2 号
大野百島住吉神社	西淀川区百島 1 丁目 3 番98号
福住吉神社	西淀川区福町 2 丁目15番 6 号
歌島橋交差点	西淀川区御幣島 1 丁目、2 丁目、千舟 1 丁目、2 丁目
スモカ歯磨株式会社 本社	西淀川区御幣島 1 丁目 3 番 9 号

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 3 月 17 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年 1 月 26 日 大阪市指令都計（開）第27-81号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区帝塚山東 2 丁目 1 番 1 の一部、1 番 2 の一部、1 番 8 の一部、1 番10、1 番11の一部、1 番12、2 番 1、2 番 2、2 番 3、2 番 5、2 番 6、2 番 8（第2工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区帝塚山東 2 丁目 1 番35号

社会福祉法人帝塚山福祉会

理事 藪本 雅巳

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	5.750m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付 9ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	4.700m	大阪市	—	集水ますⅠ型 2ヵ所 撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 7ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第315号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成29年 2月28日

大阪市指令都計建企第1030号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
西成区 松 3 丁目	7 番71の一部	m 4.00	m 25.80	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①大阪京橋ゆたかクリニック ②大阪市都島区東野田町3丁目1番17号 ③平成29年2月1日

①希望の森成長発達クリニック ②大阪市中央区森ノ宮中央1丁目1番30号 ③平成29年2月1日

①かもめクリニック ②大阪市港区夕風2丁目16番9号 ③平成29年2月1日

①医療法人 平山クリニック ②大阪市天王寺区茶臼山町1番18号 ③平成29年1月1日

①医療法人修恩会 寺岡内科医院 ②大阪市淀川区東三国6丁目19番8号 ③平成29年1月1日

①医療法人桂寿会 桂寿クリニック ②大阪市淀川区加島2丁目4番8号 ③平成29年1月1日

①医療法人嘉誠会 山本医院 ②大阪市東住吉区湯里2丁目5番11号 ③平成29年2月1日

①北島クリニック ②大阪市東住吉区鷹合4丁目13番17号 ③平成29年1月1日

①東和病院 ②大阪市東住吉区田辺4丁目13番15号 ③平成29年1月1日

①伊藤歯科医院 ②大阪市天王寺区玉造元町8番15号 ③平成29年1月1日

①ナカガワ歯科 ②大阪市天王寺区上本町6丁目2番22号 ③平成29年1月1日

①深江橋歯科クリニック ②大阪市東成区深江北1丁目2番11号 ③平成29年1月1日

①長居あいしょう歯科 ②大阪市住吉区長居東4丁目11番8号 ③平成29年2月1日

①フルカワ歯科診療所 ②大阪市住吉区長峽町2番16号 ③平成29年2月7日

①のぞみ薬局 ②大阪市中央区石町2丁目1番7-105号 ③平成29年1月5日

①ワカノウラ薬局 東心斎橋店 ②大阪市中央区東心斎橋1丁目16番9号 ③平成29年1月1日

①三寶薬局 ②大阪市天王寺区玉造元町3番9号 ③平成29年1月1日

①丸昌薬局 ②大阪市天王寺区味原町13番11-2号 ③平成29年1月1日

①プラス薬局 ②大阪市西淀川区佃3丁目18番4号 ③平成29年1月1日

①ウエルシア薬局 東淀川東淡路店 ②大阪市東淀川区東淡路1丁目7番17号
③平成29年2月1日

①サンライトげんき薬局 玉造店 ②大阪市東成区東小橋1丁目8番23号 ③
平成29年1月1日

①せいほ薬局 ②大阪市鶴見区横堤3丁目6番40号 ③平成29年2月1日

①さん薬局 ②大阪市東住吉区湯里1丁目1番6号 ③平成28年11月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
指定年月日

①メディアージュ 株式会社 ②大阪市淀川区西中島7丁目1番26号 ③ナス
クル訪問看護ステーション ④大阪市西区江戸堀1丁目10番1-502号 ⑤平
成29年2月1日

①株式会社 N・フィールド ②大阪市北区堂島浜1丁目4番4号 ③訪問看
護ステーション デューン浪速 ④大阪市浪速区敷津西2丁目8番22-101号
⑤平成29年2月1日

①社会福祉法人 あゆみ福社会 ②兵庫県尼崎市南武庫之荘7丁目11番25号

③あおぞら訪問看護ステーション ④大阪市西淀川区出来島2丁目9番7号

⑤平成28年8月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：医療法人恒心会 苗加病院 （新）：医療法人康和会 苗加病院

②大阪市西淀川区姫里2丁目17番21号 ③平成28年12月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
変更年月日

①医療法人 美喜有会 ②大阪市住吉区南住吉1丁目23番17号 ③ニコニコ訪

問看護ステーション ④（旧）：大阪市住吉区長居東4丁目1番12-302号
（新）：大阪市住吉区長居1丁目2番17号 ⑤平成28年8月5日
（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年3月17日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①医療法人皓仁会 西梅田消化器・肝臓内科クリニック ②大阪市北区梅田2丁目5番25号 ③平成29年1月31日

①医療法人愛成会 めぐみクリニック ②大阪市都島区毛馬町1丁目2番5号
③平成29年1月31日

①はやぶさ在宅クリニック ②大阪市浪速区元町1丁目7番22号 ③平成28年12月31日

①桂寿病院 ②大阪市淀川区加島2丁目4番8号 ③平成28年12月31日

①白石医院 ②大阪市生野区林寺4丁目10番19号 ③平成29年1月31日

①北島クリニック ②大阪市東住吉区鷹合4丁目13番16号 ③平成28年12月31日

①東和病院 ②大阪市東住吉区田辺4丁目13番15号 ③平成28年12月31日

①藤井歯科医院 ②大阪市北区池田町10番11号 ③平成28年12月26日

①深江橋歯科クリニック ②大阪市東成区深江北1丁目2番11号 ③平成28年12月31日

①常盤漢方薬局 ②大阪市北区中津1丁目12番11号 ③平成28年11月1日

①ハローファイン薬局 ②大阪市中央区松屋町9番1号 ③平成29年1月31日

①ワカノウラ薬局 東心斎橋店 ②大阪市中央区東心斎橋1丁目6番32号 ③平成28年12月31日

①プラス薬局 ②大阪市西淀川区姫島5丁目15番9号 ③平成28年12月31日

①スギ薬局 野中北店 ②大阪市淀川区野中北1丁目17番11号 ③平成28年12月31日

①ナイス薬局 ②大阪市東成区東小橋1丁目8番23号 ③平成28年12月31日